

# 社団法人全国中央市場水産卸協会定款

昭和49年 2月14日制定  
昭和53年 7月 5日一部変更  
昭和55年 6月27日一部変更  
昭和59年 7月 6日一部変更  
昭和59年11月30日一部変更  
昭和61年 6月 2日一部変更  
平成 9年 6月30日一部変更  
平成12年 5月 9日一部変更  
平成19年 7月 3日一部変更

## 第 1 章 総 則

### (名 称)

第 1 条 本会は、社団法人全国中央市場水産卸協会（略称「全水卸」。以下「協会」という。）という。

### (事 務 所)

第 2 条 協会は、主たる事務所を東京都港区赤坂1丁目9番13号に置き、理事会の議決を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

### (目 的)

第 3 条 協会は、中央卸売市場における水産物の取引の合理化、市場施設の近代化、水産物卸売業者の経営等に関する調査研究、普及指導等を行い、中央卸売市場及び水産物卸売業の近代化を図り、もって水産物の安定的供給と国民の食生活の安定に資することを目的とする。

### (事 業)

第 4 条 協会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 中央卸売市場における水産物の取引の合理化、市場施設の近代化等に関する調査研究及び普及指導
- (2) 水産物卸売業者の経営等に関する調査研究及び普及指導
- (3) 水産物の流通に関する情報の収集及び提供
- (4) 水産物の流通の近代化を図るための方策に関する検討並びに建議、陳情及び請願
- (5) 水産物の出荷団体、卸売市場関係業者団体及び消費者団体との連絡協調
- (6) 水産物卸売業の健全な発展を図るための研修等に関する事業
- (7) 水産物卸売業者及びその従業員のための福利厚生に関する事業
- (8) その他協会の目的を達成するために必要な事業

(規 約)

第 5 条 この定款で定めるもののほか、協会の運営に関する必要な事項は、規約で定める。

第 2 章 会 員 等

(会員の資格)

第 6 条 卸売市場法に基づき農林水産大臣の許可を受けて中央卸売市場で水産物の卸売の業務を行う者は、本会の会員となることができる。

(入 会)

第 7 条 協会の会員になろうとする者は、会長が別に定める入会申込書に、次に掲げる書類を添付して会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 定款又はこれに代わるべき規程
- (2) 代表者の氏名及び住所を記載した書面
- (3) その他協会が必要と認めた書類

2 会長は、前項の承認があったときは、その旨を当該申込みをした者に通知するものとする。

(脱 退)

第 8 条 会員は、次の各号の事由のいずれかに該当するときは協会を脱退する。

- (1) 会員からの脱退の申出があったとき。
- (2) 会員たる資格を喪失したとき。
- (3) 解散
- (4) 会費を引き続き2年以上納入しないとき。
- (5) 除名

2 前項第1号の申出は、会長が別に定める脱退届書を会長に提出して行わなければならない。

(除 名)

第 9 条 協会は、会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、その会員を除名することができる。この場合には、協会は、その総会の開催の日の10日前までにその会員に対して、その旨を書面をもって通知し、かつ、総会で弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 協会の事業を妨げ、又は協会の名誉をき損する行為をしたとき。
- (2) 定款又は総会の決議に違反する行為をしたとき。

2 会長は、除名の決議があったときは、その旨をその会員に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第 10 条 会員は、入会の際に総会で別に定める入会金を納入しなければならない。

- 2 会員は、毎年度、総会で別に定める会費を納入しなければならない。
- 3 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、会員の脱退の場合においても、これを

返還しない。

#### (届 出)

第 11 条 会員は、その名称、代表者の氏名及び住所又は定款若しくはこれに代わるべき規程に変更があったときは、遅滞なく、協会にその旨を届け出なければならない。

2 会員は、あらかじめ会員の代表者としてその権利を行使する者を協会に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

#### (賛助会員)

第 11 条の2 協会の目的に賛同し、所定の様式による申込書を会長に提出した者は、理事会の承認を得て賛助会員となることができる。

2 賛助会員は、総会で別に定める賛助会費を納入しなければならない。

3 賛助会員は、協会が発行する資料等の配布を受けるほか、会長が適当と認める場合には協会の事業に参加することができる。

4 賛助会員は、次の各号の事由の一に該当するときは協会を脱退する。

(1) 賛助会員から脱会の申出があったとき。

(2) 死亡または解散

(3) 賛助会費を1年以上納入しないとき。

(4) 会長が除名を適当と認めたとき。

5 既納の賛助会費及びその他の拠出金品は、賛助会員の脱退の場合においても、これを返還しない。

### 第 3 章 役 員 等

#### (役員の数及び選任)

第 12 条 協会に、次の役員を置く。

(1) 理事30人以上35人以内

(2) 監事2人又は3人

2 理事及び監事は、総会において会員の代表者としてその権利を行使する者のうちから選任する。ただし、総会で必要と認めたときは、会員の代表者としてその権利を行使する者以外の者から理事3人以内、監事1人を選任することができる。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

4 理事のうち、同一親族（3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者をいう。）

又は特定の企業の関係者の占める割合は、それぞれ、理事現在数の3分の1を超えてはならない。

5 理事のうちから、会長1人、副会長5人以上7人以内、専務理事1人、常務理事1人及び常任理事7人以上10人以内を互選する。

#### (役員の仕事)

第 13 条 会長は、協会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し協会の業務を掌理し、あらかじめ理事会において定める順序により、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、事務局を統轄して会務を処理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠けたときはその職務を行う。
- 4 常務理事は、会長及び副会長を補佐して協会の業務を執行し、会長、副会長及び専務理事に事故があるときはその職務を代理し、会長、副会長及び専務理事が欠けたときはその職務を行う。
- 5 常任理事は、会長及び副会長を補佐して協会の業務を処理する。
- 6 理事は、理事会を組織し、協会の業務を執行する。
- 7 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
  - (1) 財産及び会計の状況を監査すること。
  - (2) 理事の業務の執行の状況を監査すること。
  - (3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、これを理事会、総会又は農林水産大臣に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会若しくは総会の招集を請求し、又は理事会若しくは総会を招集すること。

#### (役員任期)

第 14 条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員による役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

#### (任期満了又は辞任の場合)

第 15 条 任期満了又は辞任により、退任した役員はその後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

#### (解任)

第 16 条 役員は、協会の役員としてふさわしくない行為をしたときその他特別の事由があるときは、総会の議決を経て解任することができる。この場合には、協会は、その総会の開催日の10日前までにその役員に対して、その旨を書面をもって通知し、かつ、総会で弁明する機会を与えるものとする。

#### (役員報酬)

第 17 条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

#### (顧問及び参与)

第 18 条 協会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会の承認を得て、学識経験者のうちから、会長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、協会運営上の重要事項について、会長の諮問に応ずる。

## 第 4 章 総 会

### (総 会)

第 19 条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、総会において、出席会員のうちから選出する。
- 3 通常総会は、毎事業年度1回以上開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
  - (1) 理事会において必要と認めたとき。
  - (2) 会員の5分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
  - (3) 第13条第7項第4号の規定により監事が招集したとき。

### (総会の招集)

第 20 条 総会は、前条第4項第3号に規定する場合を除き、会長が招集する。

- 2 前条第4項第2号の規定により請求があったときは、その請求があった日から20日以内に総会を招集しなければならない。
- 3 総会の招集は、少なくとも開催日の10日前までに、その会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

### (総会の議決方法等)

第 21 条 総会は、会員総数の3分の2以上に当たる会員が出席しなければ開くことができない。

- 2 会員は、総会において、各1個の表決権を有する。
- 3 総会においては、前条第3項の規定により、あらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、次条第1号から第6号までに掲げる事項を除き、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 4 総会の議事は、第23条に規定する場合を除き、出席者の表決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。

### (総会の議決事項)

第 22 条 この定款において別に定める事項のほか、次の各号に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び残余財産の処分
- (3) 入会金及び会費の額並びにその徴収方法の決定又は変更
- (4) 事業計画及び収支予算の決定又は変更

- (5) 事業報告、収支計算、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録の承認
- (6) 規約の制定又は改廃
- (7) その他協会の運営に関する重要な事項

(特別議決事項)

第 23 条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の表決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び残余財産の処分
- (3) 会員の除名
- (4) 役員解任

(書面又は代理人による表決)

第 24 条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、総会の日の前日までに協会に到達しないときは、無効とする。
- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を協会に提出しなければならない。
- 4 第1項の規定により表決権を行使する者は、出席したものとみなす。

(議事録)

第 25 条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び出席会員のうちから、その総会において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。
  - (1) 日時及び場所
  - (2) 会員の現在数及び出席会員（書面表決者及び表決委任者の場合にあってはその旨を付すること。）の氏名
  - (3) 議案
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
  - (5) 議事録署名人の選出に関する事項
- 3 議事録は、事務所に備え付けておかなければならない。

## 第 5 章 理 事 会

(理事会)

第 26 条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 理事会は、第13条第7項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。
- 3 理事会の議長は、会長がこれに当たる。
- 4 監事は必要に応じ理事会に出席し、意見を述べることができる。

(理事会の議決事項)

第 27 条 この定款において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項は、理事会において審議し、又は決定するものとする。

- (1) 事業計画等総会に付議すべき事項及び総会の招集に関すること。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (3) 会務を執行するための計画、組織及び管理の方法
- (4) 諸規程の制定又は改廃に関すること。
- (5) その他理事会において必要と認めた事項

(規定の準用)

第 28 条 第19条第4項第2号、第20条第3項、第21条（第3項ただし書を除く。）、第24条及び第25条の規定は、理事会について準用する。この場合において、これらの規定中、「会員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

## 第 6 章 専 門 委 員 会

(専門委員会)

第 29 条 会長は、協会の事業の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、理事会の議決を経て、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員は、地域協議会会長の推薦を得て、専門的な知識を有する者のうちから、会長が委嘱する。
- 3 専門委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

### 第 6 章の2 地 域 協 議 会

第 29 条の2 協会は、事業の円滑化と地域活動の活性化を図るため、理事会の議決を経て、全国に次の地域協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- (1) 北海道地域協議会
  - (2) 東北地域協議会
  - (3) 関東地域協議会
  - (4) 中部地域協議会
  - (5) 近畿地域協議会
  - (6) 中国四国地域協議会
  - (7) 九州地域協議会
- 2 協議会には協議会会長を置く。
  - 3 協議会の運営に関し必要な事項は、それぞれの協議会が定める。

## 第 7 章 事 務 局 等

(事務局及び職員)

第 30 条 協会の事務を処理をするため、事務局を置く。

2 事務局に、職員を置く。

3 事務局及び職員に関する事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(業務の執行)

第 31 条 協会の業務の執行の方法については、規約に定めるもののほか、理事会で定める。

(定款その他の資料の備付け及び閲覧)

第 32 条 協会は、主たる事務所に、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる資料を備え付けておかなければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿

(3) 役員名簿

(4) 事業報告書

(5) 収支計算書

(6) 正味財産増減計算書

(7) 貸借対照表

(8) 財産目録

(9) 事業計画書

(10) 収支予算書

(11) 会員の異動に関する書類

(12) 役員の履歴書並びに職員の名簿及び履歴書

(13) 許可、認可等及び登記に関する書類

(14) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類

(15) その他必要な資料

2 前項第1号から10号までの資料については、原則として、一般の閲覧に供しななければならない。

## 第 8 章 資産及び会計

(事業年度)

第 33 条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(資産の構成)

第 34 条 協会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された財産

(2) 入会金及び会費

- (3) 寄附金品
  - (4) 事業に伴う収入
  - (5) 資産から生ずる収入
  - (6) その他の収入
- 2 協会の資産を分けて、基本財産及び普通財産とする。
  - 3 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
    - (1) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
    - (2) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
  - 4 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、協会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、総会の議決を経、かつ、農林水産大臣の承認を得て、その一部若しくは全部を処分し、又は担保に供することができる。
  - 5 普通財産は、第3項の基本財産以外の財産とする。

#### (資産の管理)

- 第 35 条 協会の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会において定める。
- 2 会計に関する規程は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

#### (経費の支弁の方法等)

- 第 36 条 協会の経費は、資産を超えて支弁してはならない。

#### (借入金)

- 第 37 条 協会は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、あらかじめ理事会において定めた額を限度として、その事業年度の収入をもって償還する一時借入金をすることができる。
- 2 協会は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、総会の議決を経、農林水産大臣の承認を得て、資産の額を限度として、長期借入金をすることができる。

#### (事業計画及び収支予算)

- 第 38 条 会長は、毎事業年度開始前に、事業計画及び収支予算の案を作成し、総会の議決を得なければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が決定しないときは、直前に開催される総会において予算が決定するまでの間、理事会の議決を経て、前年度の予算に準じて暫定予算を編成し、収入及び支出することができる。
  - 3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算に基づいてなしたものとみなす。

#### (監査)

- 第 39 条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会開催日の10日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。
- (1) 事業報告書
  - (2) 収支計算書

- (3) 正味財産増減計算書
  - (4) 貸借対照表
  - (5) 財産目録
- 2 監事は前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して総会に提出しなければならない。
- 3 会長は、第1項の書類について、総会の承認を得た後、これを前項の監査報告書とともに事務所に備え付けておかなければならない。

#### (報 告)

第 40 条 会長は、毎事業年度開始の日から3月以内に、次の各号に掲げる書類を農林水産大臣に提出しなければならない。

- (1) 前年度の事業概況報告書及びその年度の事業計画書
- (2) 前年度の収支計算書、正味財産増減計算書及び当該年度の収支予算書
- (3) 前年度の貸借対照表及び財産目録
- (4) 前年度末の会員名簿及び前年度における会員の異動状況を記載した書類

### 第 9 章 定款の変更並びに解散及び残余財産の処分

#### (定款の変更)

第 41 条 この定款の変更は、農林水産大臣の認可を受けなければその効力を生じない。

#### (解散及び残余財産の処分)

第 42 条 協会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項第2号の規定によるほか、総会の議決を経、かつ、農林水産大臣の許可を受けて解散する。

- 2 協会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、総会の議決を経、かつ、農林水産大臣の許可を受けて協会の目的と類似の目的を有する他の公益法人に寄附するものとする。

### 第 10 章 雑 則

#### (細 則)

第 43 条 この定款において定めるもののほか、協会の事務の運営上必要な細則は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この定款は、昭和49年2月14日から施行する。
- 2 本会の設立当初の事業年度は、第31条の規定にかかわらず、設立の日に始まり昭和49年3月31日までとする。

- 3 本会の設立当初の役員は、第12条第2項及び第4項の規定にかかわらず、別紙のとおりとし、その任期は第14条第1項の規定にかかわらず、設立の日から第1回通常総会の終了の日までとする。（別紙省略）
- 4 卸売市場法第13条の5第1項の規定に基づく中央卸売市場の地方卸売市場への転換に伴い、定款第6条に定める会員の資格を有しないこととなった者については、同条の規定にかかわらず、当分の間、協会の会員の資格を有するものとする。

附 則

この定款の変更は、農林水産大臣の認可の日から施行し、昭和53年7月5日から適用する。

附 則

この定款の変更は、農林水産大臣の認可の日（昭和55年6月27日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、農林水産大臣の認可の日（昭和59年7月6日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、農林水産大臣の認可の日（昭和59年11月30日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、農林水産大臣の認可の日（昭和61年6月2日）から施行する。

附 則

- 1 この定款の変更は、農林水産大臣の認可の日（平成9年6月30日）から施行する。
- 2 この定款の施行の際、現に設置されている協議会は、この定款の施行の日から1年間は第29条の2第1項の規定により設置されたものとみなす。

附 則

この定款の変更は、農林水産大臣の認可の日（平成12年5月9日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、農林水産大臣の認可の日（平成19年7月3日）から施行する。